

「憲法が持つ力」～自立した市民をめざして

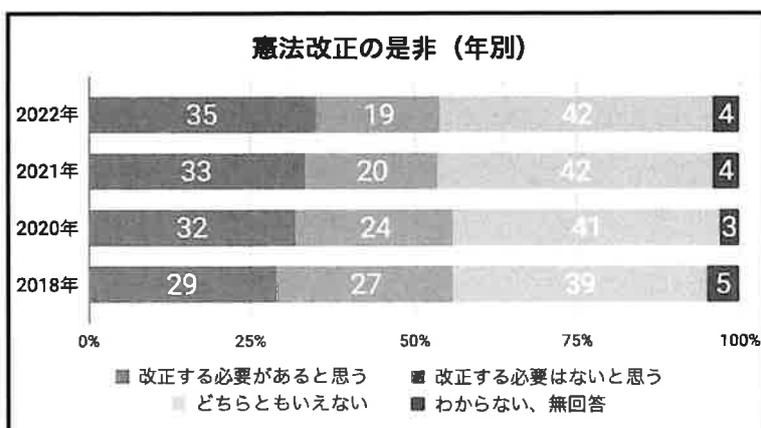
日本国憲法の誕生

憲法公布 1946年（昭和21年）11月3日

憲法施行 1947年（昭和22年）5月3日 今年で満76年

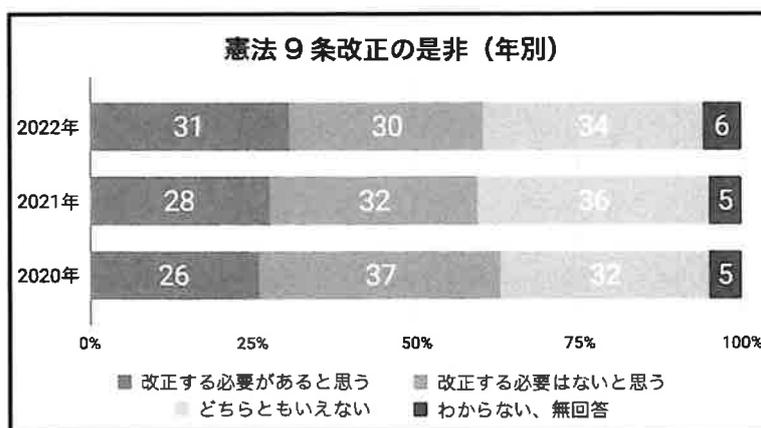
憲法改正に関する世論調査

NHKの世論調査（5月3日）



憲法を「改正する必要があると思う」と答えた理由

- ▽「日本を取りまく安全保障環境の変化に対応するため必要だから」57%
- ▽「国の自衛権や自衛隊の存在を明確にすべきだから」23%
- ▽「プライバシーの権利や環境権など、新たな権利を盛り込むべきだから」9%
- ▽「アメリカに押しつけられた憲法だから」6%

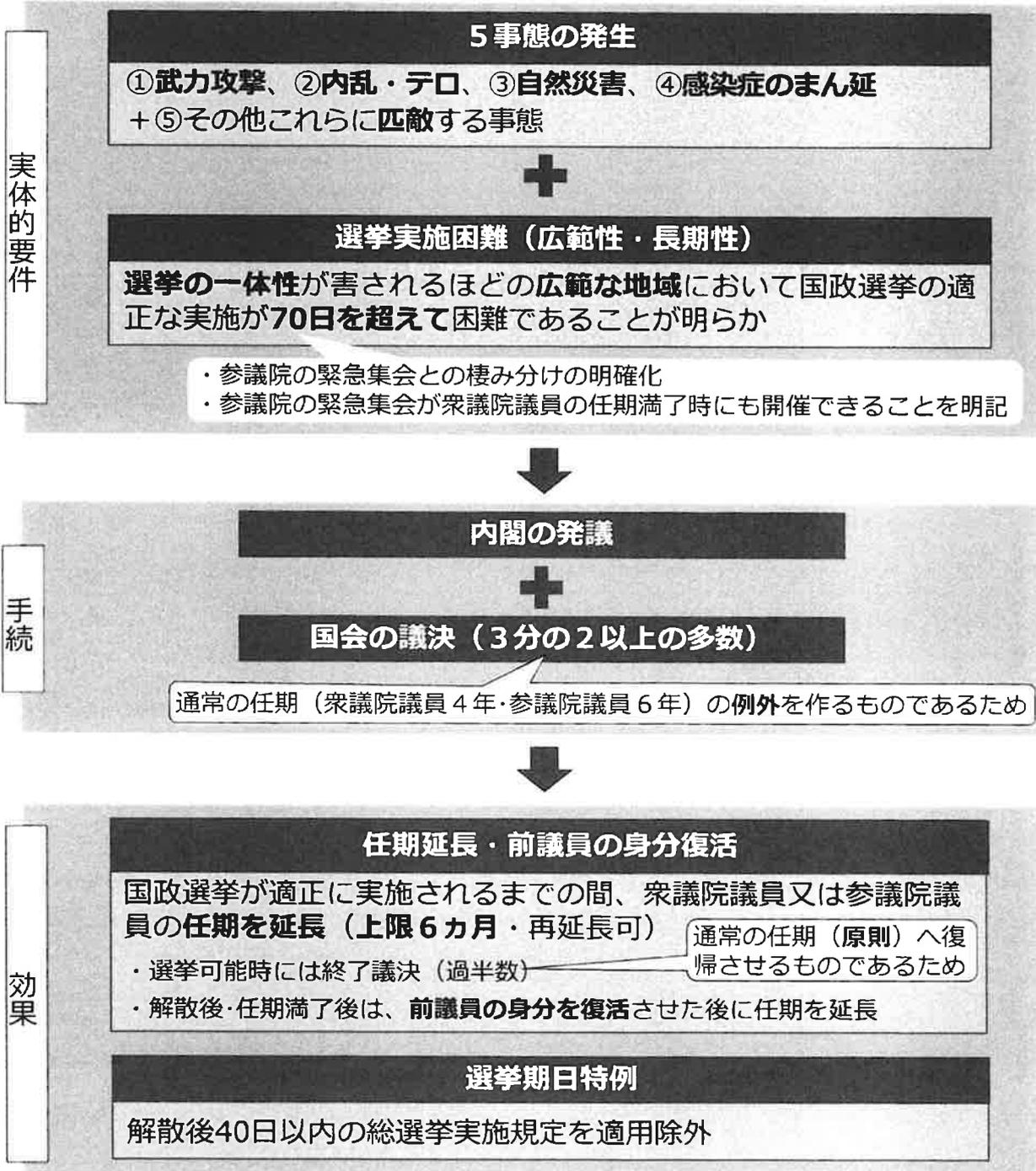


お勧め憲法本



緊急事態条項（国会議員の任期延長）概要

いかなる緊急事態においても国会機能を維持し、権力を統制・分立することが重要であることに鑑み、繰延投票や参議院の緊急集会では対応できないような広範かつ長期にわたる緊急事態に備えて、議員任期の延長等に関する規定を創設する。



- ・憲法裁判所の関与の必要性のほか、議員任期延長以外の国会機能維持のための措置や、絶対に制限してはならない人権に係る規定等の条文案については、今国会（令和5年常会）中に成案を得ることを目指す。
- ・国会機能が維持できない場合に備えた緊急政令及び緊急財政処分に係る規定についても、論点を整理し、条文案の作成に向けて、引き続き、検討を進める。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第10章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

※条文見出しは、「NHK みんなとわたしの憲法」より。



**B 憲法違反の安全保障法を廃止し、
立憲主義の回復を求める街頭宣伝**

主催：第二東京弁護士会 共催：日本弁護士連合会 関東弁護士会連合会
市京弁護士会 第一東京弁護士会



**憲法違反の安全保障法を廃止し、
立憲主義の回復を求める街頭宣伝**

の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第9章 改正

〔憲法改正の発議、国民投票及び公布〕

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

(資料)

日本国憲法

- 前文
- 第1章 天皇
- 第2章 戦争の放棄
- 第3章 国民の権利及び義務
- 第4章 国会
- 第5章 内閣
- 第6章 司法
- 第7章 財政
- 第8章 地方自治
- 第9章 改正
- 第10章 最高法規
- 第11章 補則

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国

となり、生活を直撃。

- 日米軍事一体化の具体的な現れ – 日本の国土防衛のためというよりも日米軍事一体化の帰結。 – 集団的自衛権行使と同様に米国の利益防衛がその本質。
- 専守安保から完全に逸脱し憲法 9 条違反。

他の憲法上の問題

- ①国家緊急権 立憲主義、議院内閣制に反し独裁化の道を開く。
- ②衆議院議員任期延長 立憲主義に反する。
- ③日本学術会議への介入 本来政府から独立した学問を確立すべ学術会議を体制翼賛化させる。
- ④死刑廃止 死刑存置と執行は生命権という基本的人権に反する。
- ⑤その他 国民投票法改正問題

どんな国をめざすべきなのか ～私たち自身が何をめざすか～

- めざしてきた日本の形は、自由にものが言え、自己決定が尊重される国
 - 弱い立場の人も安心できる国。多様性を認めあえる国。
 - 9条を活かし、戦争をしない、戦争できない国
 - 外交力で信頼関係を構築する国
 - 他国の基地のない国
 - 一人ひとりを大切にする国
 - 法の論理でコントロールする国（法治国家）
 - 法の支配が実現できる国

憲法の本質とは

国は与えられるものでなく、自分たちで創り上げるもの。萎縮しないで、声をあげる（表現の自由）。人権の多様性を家庭、職場、学校、地域で話題し続ける。他者、他国民への想像力（イマジネーション）を豊かに持つ。-戦争の悲惨さへの想像力、戦争で自分や家族の生活がどう変わるかへの想像力-歴史からも学ぶ。

自立した市民をめざす。自らの意思で学び、考え、行動し、社会にかかわる。

明日の日本は今日の私たちが創り、そして子孫に残す義務がある。

→その拠り所が「憲法が持つ力」です。憲法には、確実に為政者の権力濫用を抑制する力があります。憲法の理念と理想に現実を近づけることこそ必要です。。憲法を知ってしまった者として今できることをしましょう。

防衛から乖離。 ウクライナがロシア領域内の敵基地攻撃をしていない現実を踏まえるべき。
集団的自衛権行使の下での敵基地攻撃

- 集団的自衛権を行使できる中で、敵基地攻撃能力を持つことによって、様々な戦争に巻き込まれるリスクがより高まる。→もともと敵基地攻撃能力は日米軍事一体化を加速させる。
- 日本のみならず、アメリカがまさに攻撃されそうな段階で日本が相手国を攻撃するという事なので、全面戦争になるリスクがより高まる。→相手国からすれば日本から先制攻撃を受けたことになる。2つの意味で先制攻撃を認めることになる。

→①相手の攻撃着手の認定が困難 ②集団的自衛権を行使した場合、憲法違反の安保法制の下での敵基地攻撃能力は憲法違反であり極めて危険。

そもそも安全保障政策の目的と目標は何か

- 安全保障の目的は国民・市民の命と暮らしの保護であるべき。⇔国土防衛、国益保護。その目標は戦争回避であるべき。⇔抑止力拡大 安心供与をめざすべき。
- 反撃能力は国民の保護にならない。むしろ、戦争拡大の契機となる愚策。敵の再反撃から国民をどう守るのかの議論が全くなされていない。
- 台湾有事は中台戦争であるのに、米国参戦により米中戦争になるため、在日米軍基地からの出撃は事前協議対象になり、日本が承諾すれば日本は中国との戦争当事国として中国の攻撃対象となる。日本が承諾しなければ日米同盟は破綻するため、承諾拒絶は事実上不可能であろう。
- 国民が政治家を選択し、政策を選択するために、戦争被害の予測と実態について国民に正しく説明しなければならない。本気で戦争する国になるのなら、これまでの専守防衛、拒否的抑止力、「安心供与」という防衛政策を変更することになる。これまでの「国のかたち」を規定してきた憲法を変えなければならない。
- 現在の憲法9条の下では違憲となるので、改憲論議をしっかりと、戦争する国に国民の意思で憲法を改正していく必要がある。
- 軍事の専門家や内閣だけで変更できるものではない。 - 敵基地攻撃能力（反撃能力）→国家安全保障戦略→国家防衛戦略（防衛大綱）→防衛力整備計画→防衛予算 →国民的議論に基づく改憲をしないまま、こうした防衛政策を大きく変更することは、立憲主義に真っ向から反する。
- 今、私たち国民の覚悟が問われている。原発を維持したままで専守防衛を捨てるのが安全保障の強化になると本気で考えているのか。

敵基地攻撃能力とは - 敵の攻撃を抑止するための敵基地に対する攻撃能力 ←先制攻撃に他ならない。相手に軍拡と反撃の口実を与える。 - まず、敵の制空権を確保する必要があり、敵の防空施設への攻撃は、戦死率も高く、非戦闘員も犠牲の危険。普通の戦争。 - 相手国の反撃により多大な国民の犠牲と国土の荒廃を招き、再び戦争の惨禍をもたらす。 - 単なる敵基地攻撃ミサイル保有で終わらない。際限のない軍拡を招き、莫大な予算が必要

- 安保三文書（2022・12・16 閣議決定）－ 国家安全保障戦略－ 国家防衛戦略（防衛大綱）
－ 防衛力整備計画・閣議決定だけで米国と合意し、いわば国の決定事項のように話が進む。
国民の意思は置き去り。－ 国民保護よりも国と国益優先－ 軍事力強化と日米軍事一体化
の一層の促進－ 国家総動員体制の構築－ そのための国民負担の要請。
- 安全保障は相手がいる問題であることを忘れている。相手の立場に立った想像力の欠如。
－ 相手の不信感増長、軍事力増強の口実を与えることになる。

敵基地攻撃能力論（反撃能力）

- 相手国の領域内にあるミサイル基地等を攻撃するための敵基地攻撃能力を保有しようという議論－ 相手領域内への打撃についてはこれまで米国に依存してきた。しかし、ミサイル技術の急速な変化・進化により迎撃は困難となっており、迎撃のみではわが国を防衛しきれない恐れがある。
- 前提－ 反撃能力という言い換えによるごまかし。先制攻撃になる危険を覆い隠す表現、攻撃先はミサイル基地に留まらない。－ 抑止力の本質は何か、特に敵基地攻撃能力は懲罰的抑止と一体－ 保有することは行使することと一体。保有するだけでは終わらない。行使する前提でなければ意味がない。－ 具体的に北朝鮮、中国、ロシア など、日本を射程に入れたミサイルと持ち、核兵器を持つ国が相手。

自衛権発動のための3要件をクリアできるか。

- ① 「我が国に対する急迫不正の侵害があること」－ 武力の攻撃または切迫した事態が生じること。切迫する前に攻撃すれば違法な先制攻撃であり、相手に自衛のための日本攻撃の口実を与えることになる。－ 移動式の発射装置、潜水艦となると、敵がまさにミサイルを発射しようとしているということの情報を日本独自に得ることは不可能。情報は米国に依存せざるを得ないが、それが正しいという保障はない。
- ② 「これを排除するために他の適当な手段がないこと」－ 他に外交手段などがないということ。
- ③ 「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」－ 日本の国土を守るために必要最小限、均衡性。
 - 相手国の領域にまで攻撃することが国土防衛のために必要最小限か。
 - 相手の発射する前に日本が攻撃をすれば、それでは終わるものではない。－ 1度で敵の指令基地も含めてすべて叩きつぶすことは不可能なので、日本は反撃を受ける。
 - 相手国は、日本が先制攻撃をしてきたと反撃の正当化理由を与えてしまうことになる。－ ミサイル等による攻撃の応酬になると、それはもう相手を叩き潰すまで止められなくなり、全面戦争へと突入する。
 - どちらが正しいかを戦争で決着つけることになり、憲法が9条で禁止する「国際紛争を解決する手段としての戦争」、「戦力」「交戦権の行使」そのもの。 → 明確な憲法違反、専守

・南シナ海で米豪印越の海軍と共同訓練→海南島の中国潜水艦のけん制自衛隊の役割・任務が日本防衛を越えて地球規模の米軍支援

米国軍事戦略のための自衛隊 ・「オリエント・シールド 22」(OrientShield22)→米国のための「東洋の盾」 ・「キーン・ソード 23」(Keen Sword23) →米国のための「鋭い剣」
・日本がアメリカの盾になり剣になる訓練。 - アメリカの要求に沿う形で与那国島、石垣島など八重山諸島、沖縄、九州に自衛隊基地が配備・強化されてきた。そしてアメリカ軍事戦略を自衛隊に実施させるための日米共同軍事訓練が頻繁に行われている。アメリカはアメリカの軍事目的のために自衛隊を利用しているだけという現実。

敵基地攻撃能力論（反撃能力）とは何か

これまでの経緯 ・2009年6月 自民党国防部会；敵ミサイル基地攻撃能力保有を提案 ・2010年6月 同上 ・2017年3月 自民党；「弾道ミサイル防衛の迅速かつ抜本的な強化に関する提言」 敵基地攻撃能力保有を提案 ・2018年5月同上 ・2020年6月 河野防衛大臣によるイージスアショア配備停止表明 ・2020年6月 安倍首相「敵基地攻撃能力を含む安全保障戦略の見直し」発表 ・2020年8月 自民党国防部会提言「国民を守るための抑止力向上に関する提言」発表 ・2020年9月 安倍首相談話「内閣総理大臣談話」迎撃能力の向上だけで国民の命と暮らしを守ることができるのか。抑止力強化のための安全保障政策の新たな方針を検討。・2022年11月 防衛力有識者会議報告にて反撃能力保有は不可欠。
・2022年12月16日 安保三文書にて反撃能力保有。

防衛力有識者会議報告書 2022年11月22日、防衛力強化のあり方を議論する「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」は取りまとめた報告書を岸田首相に提出。厳しい安全保障環境を踏まえ、5年以内に防衛力の抜本的強化を提言。相手のミサイル基地などをたたく反撃能力の保有は不可欠。敵の射程圏外から攻撃できる国産のスタンド・オフ・ミサイルや外国製ミサイルによって、今後5年を念頭にできるかぎり早期に十分な数のミサイル配備を求める。防衛費増額については、国を守るのは国民全体の課題だとして、幅広い税目による負担が必要だと明確にし、日本特有の予算の仕組みに合わせて「必要な水準の予算上の措置をこの5年間で講じなければならない」とした。防衛産業の育成のため、防衛装備品の輸出を「国主導」で促進し、国のサイバー安全保障の司令塔機能を大幅に強化することも求める。政府は、この提言を受け、国家安全保障戦略など三文書を改定。会合は9月30日の初回以降、わずか4回。メンバーからの反対意見なし。専守防衛を維持してきた戦後の安全保障政策の転換につながる敵基地攻撃能力の保有や防衛費の増額、武器の輸出などの議論が、幅広い視点を欠いたまま推し進められた。

安保三文書の問題点

自衛の措置としての武力行使の新三要件 (2014.7.1) ①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること－政府は、「我が国の存立が脅かされ」「国民の……権利が根底から覆される」「明白な危険」の文言により、憲法上許容される限度に集団的自衛権の行使が限定されているとする。②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと ③必要最小限度の実力行使にとどまること

「専守防衛」の改変

「専守防衛」定義 「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう (平成 26 年版防衛白書)

・ 2015 年 (平成 27 年) 5 月 12 日答弁・小西洋之君「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」というこの専守防衛の定義の冒頭の言葉は、イランからアメリカが武力攻撃を受けたとき初めて日本国が防衛力を行使する、こういう日本語として読めるというふうに理解されているということによろしいですね。

・ 政府参考人 (防衛省)「そういうふうに理解をしています。」

集団的自衛権行使への解釈変更

- ・ 憲法の解釈変更という手法が許されているのか - 自衛隊は世界中で戦う部隊となり、憲法 9 条違反。 - 国家が憲法実践としてきたものが集団的自衛権不行使であり、これを解釈で変更することは立憲主義違反。 - 東大の石川健治教授が法学的にはクーデターと指摘するようなこと。法的な歯止めがなくなってしまった。
- ・ 集団的自衛権そのものの危険性 - 行使を認めると米国の戦争に巻き込まれ、敵国やテロの標的になり、かえって国民が危険にさらされる。 - 米国との関係、東アジアの安定を考慮すると、近隣諸国との緊張を高めるべきではない。

新安保法制施行後の状況

進む日米の軍事的一体化・米艦や米機防護の常態化 2017 年…2 件、2018 年…16 件、2019 年…14 件、2020 年…25 件、2021 年…22 件これまで合計 79 件・第 5 次アーミテージレポート (2020 年 12 月)「日米の防衛協力については、『相互運用』から『相互依存』のレベルにまで高め、ミサイル防衛については 2 カ国間で過剰な出費や重複を避けるべく調整を進めるべきであるとする。」

自衛隊のインド洋・南シナ海での訓練 ・ 2017 年から米印日共同訓練「マラバール」参加
→中国の一带一路の押さえ込み

2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

↑

戦争の手段を規制した2項こそが特に重要。侵略戦争放棄と2項と合わせて、一切の戦争を放棄している。

政府の立場～9条が禁止する戦争とは？ ～戦争＝侵略戦争＋自衛戦争

9条1項・2項で侵略戦争のみならず、自衛戦争も含め、一切の戦争を放棄（憲法学の通説、政府見解）。固有の自衛権は別。

～自衛権の位置づけ～主権国家として持つ固有の自衛権は、憲法外に基礎を置く権利（最大判昭34.12.16, 砂川事件判決）

自衛権発動のための旧三要件

① 我が国に対する急迫・不正の侵害があること。－友好関係にある他国が攻撃されただけでは不十分。② その侵害を排除するために他に適当な手段がないこと。－警告や外交など他の手段で問題を解決できる場合は要件を満たさない。③ 排除するために許される実力行使は必要最小限であること。－専ら攻撃に使われる装備は許されない。ICBM、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母は不可。

安倍政権による解釈の変更

- 2014/7/1 の閣議決定によってこれまでの憲法解釈が変更された。－武力行使の要件が変更され、集団的自衛権行使を許容する新3要件となった。
- 2015/4/27 日米ガイドライン合意
- 2015/9/19 新安保法成立
- 2016/3/29 新安保法制施行安全保障の土台、前提である立憲主義を壊した専守防衛から決別国土防衛から国益防衛への転換

日米防衛協力ガイドラインの問題点 •ガイドライン（日米防衛協力のための指針）とは－日米の外務・防衛閣僚による日米安全保障協議委員会における合意（義務ではないが、実質的な影響大）－78年：日本への武力攻撃（日本有事）－97年：周辺事態での相互協力

•2015ガイドラインの問題点－「グローバル」：アジア太平洋及びこれを越えた地域、宇宙及びサイバー空間にまで拡大－「切れ目のない」：平時から緊急事態まで切れ目なく←これまであえて地理的に限定し、警察力と防衛力、平時と有事、個別的自衛権と集団的自衛権を区別し切れ目をつけることで自衛隊の活動を限定してきた。こうした9条の立憲主義的統制を無にする。

憲法 13 条（個人の尊重）

・ひとり一人の自由を保障し、誰もが人間としての尊厳を持って個として尊重されて生きることができるようにする（前段）。個人の存在価値の保障。個の幸せのために国家がある（後段）。

→個人を最大限に尊重するのであれば、戦争の道具にさせないはず。一人ひとりのかけがえのない個人の命を、国に戦争の道具として使わせない。犠牲になるのは常に子どもや弱い人たち。参政権のない子どもには政策の選択肢がない。子の利益を守るのは親の責務。

・戦争は最大の人権侵害であり、最悪の環境破壊。

・戦争を回避するためには、外国とも共存の道を最大限に追求する（前文 2・3 段落目）。現実には相互に依存しあっている。日本の国と異なる価値観の国であっても、武力によって排除することで解決しない。軍事力ではなく、あくまでも対話と協力による共存をめざし、他国の人権も尊重するのが憲法の本質（前文 2 段落最終行。「全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有する」）。

・私たちの生活の中でも強者と弱者がいるときには、強者から弱者を守るために憲法が重要な役割を果たす。

・権力、暴力、財力、会社、社会的地位、専門知識などの強い力から弱者を守るための道具となる。

・どんな社会にも弱い立場、少数派はいる。そのことの想像力（イマジネーション）-多数派（強者）から少数派（弱者）へのイマジネーションが必要である。多数派と少数派は入れ替わる可能性がある、他者への共感を働かせる社会。

国民主権

前文第一段落 主権が国民に存することを宣言し

第 1 条 主権の存する日本国民

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

第 4 1 条 国会の最高機関性、唯一の立法機関性

第 4 3 条 1 項 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

平和主義

前文第二段落 日本国民は、恒久の平和を念願。平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意。平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたい。

全世界の国民が、平和のうちに生存する権利を有することを確認。

第 9 条 1 項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

社会権（25～28条）・教育の義務（26条）・勤労の義務（27条）・適正手続の保障（31条）・刑事補償請求権（40条）

- 統治 ・内閣制度（65条以下）・総理大臣の国务大臣罷免権（68条）・違法立法審査権（81条）・地方自治制度（92条以下）・衆議院の優越（59条以下）

日本国憲法にも明治憲法にもあったもの

- 人権 ・法の下での平等（14条・明治19条）※明治憲法は公務就任権についてのみ ・請願権（16条・明治30条）・信教の自由（20条・明治28条）・表現の自由（21条・明治29条）・居住・移転の自由（22条・明治22条）・財産権（29条・明治27条）・裁判を受ける権利（32条・明治24条）
- 統治 ・二院制 → 明治憲法33条：「参議院」ではなく「貴族院」（衆議院と対等）
明治憲法33条：貴族院は公選制でない 公選制：国民の投票によって議員が決まる制度

明治憲法にのみあったもの

- 人権 ・兵役の義務（明治20条）
- 統治 ・緊急勅令（明治8条）・財産緊急処分（明治71条）→前年度予算施行制・行政裁判（明治60条）→「司法権」は「刑事」「民事」事件のみ・特別裁判（明治61条）

立憲主義と民主主義

- 政治権力を憲法で縛るという考え方を立憲主義という（憲法に基づく政治）。→国王の横暴に歯止めをかけるために生まれた（英国：マグナカルタ・1215年）。→民主主義社会においては多数派による民意を反映した政治権力にも歯止めをかけるという意味を持つ。
- 憲法とは、国家権力を制限して国民の権利・自由を守る法（人権）。あくまでも人権保障が目的（近代国家共通）。さらに戦争させないことも目的とした点に日本の立憲主義の特長がある。

前文一段落目 われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

99条 天皇又は摂政及び国务大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

↑

本来、国民には憲法を守る義務はない政治家などに守らせる責任があるだけ

12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。

↑国会議員、官僚、裁判官など公務員に憲法を守らせるために主体的に行動することを国民に求めている。最後は市民の力。主権者意識・憲法意識の重要性。

憲法9条を「改正する必要があると思う」と答えた理由

- ▽「自衛力を持てることを憲法にはっきりと書くべきだから」64%
- ▽「国連を中心とする軍事活動にも参加できるようにすべきだから」20%
- ▽「自衛隊も含めた軍事力を放棄することを明確にすべきだから」8%
- ▽「海外で武力行使ができるようにすべきだから」が4%

憲法9条を「改正する必要はないと思う」と答えた理由

- ▽「平和憲法としての最も大事な条文だから」70%
- ▽「改正しなくても、憲法解釈の変更で対応できるから」15%
- ▽「海外での武力行使の歯止めがなくなるから」9%
- ▽「アジア各国などとの国際関係を損なうから」4%

新聞各社の世論調査結果は、憲法改正賛成が過半数（読売 60%・朝日 56%・毎日 66%）。
反撃能力保有に関する世論調査結果は、朝日、共同通信、読売、産経など過半数が賛成。
産経の調査結果では、賛成が男性 72.8%に対し、女性が賛成 49.2 パーセント。

2022年2月24日からのロシアのウクライナ侵攻、北朝鮮のミサイル、中国の台湾に対する示威行為により、現実的な恐怖を煽られ、一挙に9条を含む憲法改正へという流れを作ろうとしている。

果たして、今年の結果は？（楽観視できない）

↑

この流れの中で、憲法の持つ価値（意義）と世界平和への日本の役割を見直す必要がある。

憲法の基本理念を遵守すべきなのは国家である（立憲主義・憲法尊重擁護義務）

他方、憲法を活かすのは基本的人権の享有主体となる主権者である国民（国民主権）

憲法の理念を実現していく普段の努力を憲法が要請している（12条前段）

憲法の思想（憲法の力）とは

平和主義・国民主権・基本的人権尊重・立憲主義

この価値を国家と国民は実現していく責務がある。

そのためには、憲法を知らなければならない（どこに書いてあるのか）。

憲法改正案に3つの理念を超える理念があるかを見極めよう。

日本国憲法と明治憲法の比較

日本国憲法で新たに制定されたもの

- 人権 ・幸福追求権（13条） ・国家賠償請求権（17条） ・思想・良心の自由（19条） ・職業選択の自由（22条） ・国家離脱の自由（22条） ・学問の自由（23条） ・